

宮城県における 新型コロナウイルス感染症対策について (令和2年9月19日以降)

- 催物（イベント等）開催について
- 外出等における取組について
- 職場における取組について
- 施設における取組について
- 接待を伴う飲食店，その他の酒類の提供を行う飲食店に対する
協力要請について
- ガイドラインを遵守していない飲食店の利用自粛の協力要請について

催物（イベント等）開催について

区域：宮城県全域 期間：令和2年9月19日から11月30日まで

1 催物の開催制限

(1) 催物開催の目安

「人数上限」及び「収容率要件による人数」のいずれか小さい方を限度とする。

① 人数上限の目安

ア) 収容定員が設定されている場合

- 令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について（以下「事務連絡」という。）別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」、及び事務連絡別紙4「感染防止のチェックリスト」により、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合

⇒「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」を上限

- 事務連絡別紙3、及び事務連絡別紙4により、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されない場合

⇒「5,000人」を上限

イ) 収容定員が設定されていない場合

後記②のア)及びイ)の収容定員が設定されていない場合の例による。

② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合（事務連絡別紙2参照）

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とする。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実

態がみられていないこと(開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと)。なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱う。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策(別紙3及び別紙4)の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

【具体例】

◇参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

⇒ 感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。

◇参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

⇒ 感染防止策の徹底を前提に、①収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加数

②収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。

◇参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物

⇒ 後記(2)によることとする。

イ)大声での歓声、声援等が想定される場合等(事務連絡別紙2参照)

次の収容率の目安を適用する。

【具体例】

◇参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物

⇒ 異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ内(5名以内に限り)では座席等の間隔を設ける必要はない。(参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。)ただし、別紙3及び別紙4により、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されない場合は、収容率50%(屋外の場合は十分な間隔)または5,000人のいずれか小さい方を限度とする。

- ◇参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物
 - ⇒ 収容定員が設定されている場合は当該収容定員の50%までの参加人数とする。
 - 収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。
- ◇参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物
 - ⇒ 後記(2)によることとする。

(2)地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

- ①全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの
 - ⇒ 中止を含めて慎重に検討を要請
- ②地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの
 - ⇒ 人数制限は撤廃しているが、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対し、イベントを開催する前に、イベント参加者による接触確認アプリや、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握の徹底を促すこと。

《人数上限や収容率の要件の解釈等について》

- ① 収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとする。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いることとします。
- ② 事前相談時その他の必要な場合において、イベント主催者等への聞き取り等で、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの担保状況等を確認することがあります。
- ③ 地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について別途判断することがあります。特に、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、目安及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者等が催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等を行うよう県が協力要請を行うことがあります。
- ④ 地域の感染状況やイベントの態様に応じて、例えば、入退場時や共用部、公共交通機関の三密が避けられない場合、前記に示した人数上限を下回る範囲で三密の回避可能な人数に制限することがあります。

2 催物の開催に関する留意事項

(1)エビデンス等に基づく感染防止策について

イベント主催者等においては、事務連絡別紙9「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」で示しているとおり、屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策（下記参照）、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うようお願いします。

【接触感染のリスクに応じた感染防止策】

- ・ こまめな手洗いの励行
- ・ 出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・ 人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【飛沫感染のリスクに応じた感染防止策】

- ・ マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・ 劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策】

- ・ 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・ 同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合は1m）空ける
- ・ 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

(2)イベント開催に伴う事前相談について

全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者又はそれぞれのイベントの主催者は、そのイベントの開催要件等について、県に事前相談願います。

外出等における取組について

区域：宮城県全域 期間：令和2年9月19日から11月30日まで

感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践・定着をお願いします。

これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場へ行く場合には、施設管理者が実施する感染予防策の確認等をした上で、感染防止等を徹底するなど特に注意して下さい。

- 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」については、「10のポイント」（別紙1）や「新しい生活様式の実践例」（別紙2）を参考として、実践・定着をお願いします。
- 発熱等の症状がある方は、外出は控えていただくようお願いします。

（これまでクラスターが発生した施設例）

スポーツジム・スポーツクラブ教室等の屋内運動施設、酒類の提供を行う飲食店、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店など

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □身体的距離の確保
- 「3密1の回避（密集、密接、密閉）」
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンダルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、テリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

※6月19日一部記載変更

職場における取組について

区域：宮城県全域 期間：令和2年9月19日から11月30日まで

全ての事業者において、職場における感染防止対策等の取組推進するとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた取組が適切に行われるよう、協力をお願いします。

- 事業者に対し、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進するよう、協力をお願いするとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう協力をお願いします。

（感染防止のための取組例）

手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等

施設における取組について

区域：宮城県全域 期間：令和２年９月１９日から１１月３０日まで

これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、施設管理者に対して必要な協力（下記）をお願いします。

全ての事業者等において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた取組が適切に行われるよう、協力をお願いします。

また、施設利用者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)、接触確認アプリの活用等をお願いします。

（必要な協力をお願いについて）

「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「利用者等のマスクの着用」「入場時等の検温の実施」等を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底や、「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」（別紙３）等を参考にした対応をお願いします。

（これまでクラスターが発生した施設例）

スポーツジム・スポーツクラブ教室等の屋内運動施設、酒類の提供を行う飲食店、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店など

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣府新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策・ その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	—		（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック						—
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								

接待を伴う飲食店，その他の酒類の提供を行う飲食店に対する協力要請について

区域：宮城県全域 期間：令和２年７月２０日から当面の間

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」に対して、感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう要請します。

【留意事項】

①「外食業の事業継続のためのガイドライン（一般社団法人日本フードサービス協会・一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）」における「テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペースを空ける。」，「真正面の配置を避けるか、またはテーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。」，「個室を使用する場合は、十分な換気を行う。」といった事項については、店舗面積にかかわらず適用されるものであること。

②「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会）」における「テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペース（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）を空けるまたはパーティションで区切るなど工夫する。」，「真正面の配置を避けるか、またはテーブル上にできるだけ区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。」，「個室を使用する場合は、十分な換気を行う。」といった事項については、店舗面積にかかわらず適用されるものであること。

◆「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」及びガイドライン遵守を行うための支援（持続化補助金）については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ＨＰ（<https://corona.go.jp/>）をご覧ください。

ガイドラインを遵守していない飲食店の利用自粛の協力要請について

区域：宮城県全域 期間：令和２年７月２０日から当面の間

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、県民に対して、「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」のうち感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店の利用自粛の協力を要請します。

- 県民の皆様には、改めて対策の基本である「三つの密」の回避の徹底をお願いします。
- また、事前に電話やホームページ等で飲食店の感染拡大予防ガイドライン遵守状況を確認するなど、飲食店が実施する感染予防策の確認等をした上で、感染防止等を徹底するなど特に注意して下さい。

(参考) 宮城県ＨＰ「県内団体による独自ガイドライン等について」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/covid19-guidline.html>